

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【2】」

2. 日時：令和2年10月28日 10時15分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、井上主任安全審査官、鈴木主任安全審査官、
安田主任安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他24名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所の設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

○地下水位の観測記録についてトレンドで示すこと、また、降雨量の情報についても併せて示すこと。

○湧水サンプポンプの定格容量の設定根拠について説明すること。

○湧水サンプエリアから防護すべき設備を設置している燃料設備エリアへの溢水経路について説明すること。

○基礎地盤安定性評価について、許可時の条件から変更となった建屋諸元（重量及び剛性）等に関して、変更点を明確にした上で、許可時の評価への影響を具体的に説明すること。

○被ばく評価において地形情報をどのように考慮しているのか、緊急時対策棟付近の地形情報を具体的に説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料2 緊急時対策棟設置工事に係る説明事項リスト

以上